

廃棄物再生事業者廃止・休止・再開届

| | |
|------|---|
| 概 要 | 登録を受けた廃棄物再生事業者は、その事業場を廃止し、若しくは休止し、又は休止した事業場を再開したときは、30日以内に、休廃止の届を提出しなければならない。 |
| 根拠法令 | 施行令第21条 |
| 申請先 | 登録申請を行った保健福祉環境事務所 |
| 申請部数 | 申請書2部（正副） ※福岡市、北九州市及び久留米市内の事業場においては3部（正、副、控） |
| 添付書類 | 廃止の場合 登録証明書原本 |